

函館市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (2) 管理計画 法第5条の13に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (3) 認定管理者等 法第5条の15に規定する者をいう。
- (4) 認定管理計画 法第5条の18に規定する管理計画をいう。
- (5) 管理計画認定マンション 法第5条の18に規定するマンションをいう。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 管理組合の管理者等は、法第5条の13第1項（法第5条の16第1項の規定による認定の更新を含む。）の規定による認定の申請をしようとするときは、当該申請を行う前に、法第5条の14に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(管理計画の認定申請)

第4条 管理組合の管理者等による法第5条の13第1項に基づく認定申請は、規則第1条の8第1項に定める認定申請書（規則別記様式第1号）の正本および副本各1通に規則第1条の8第1項各号に掲げる

書類および前条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出するものとする。

(管理計画の認定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の14に掲げる基準に適合すると認めるときは、その管理計画を認定するものとする。

(管理計画の認定の通知)

第6条 市長は、前条の認定を行ったときは、規則第1条の12に定める認定通知書(規則別記様式第1号の2)に第4条の申請書の副本およびその添付書類を添えて、当該認定申請を行った者に通知するものとする。

(認定の更新)

第7条 認定管理者等は、法第5条の16第1項の規定により、認定管理計画の認定の更新をしようとするときは、規則第1条の13第1項に定める認定更新申請書(規則別記様式第1号の3)の正本および副本各1通に規則第1条の8第1項各号に掲げる書類および第3条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出するものとする。

2 第5条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(更新の認定の通知)

第8条 市長は、前条の更新の認定を行ったときは、規則第1条の14に定める認定更新通知書(規則別記様式第1号の4)に第7条第1項の申請書の副本およびその添付書類を添えて、当該認定更新の申請を行った者に通知するものとする。

(認定管理計画の変更)

第9条 認定管理者等は、法第5条の17第1項の規定により、認定管理計画の変更(規則第1条の15に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則第1条の16に定める変更認定申請書(規則別記様式第1号の5)の正本および副本各1通に認定管理計画の添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 第5条の規定は、前項の認定管理計画の変更について準用する。

(変更の認定の通知)

第10条 市長は、前条の認定管理計画の変更の認定を行ったときは、規則第1条の17に定める変更認定通知書(規則別記様式第1号の6)に前条の申請書の副本および添付書類を添えて、当該認定管理計画の変更申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第11条 第4条、第7条または第9条に規定する申請をした者が、市長による当該申請に基づく認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画の認定申請・変更認定申請取下届(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、第4条、第7条または第9条に規定する申請に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第13条 認定管理者等は、規則第1条の15各号に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(別記第3号様式)に、認定管理計画の添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第14条 認定管理者等は、認定計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第15条 市長は、法第5条の18の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に対し報告を求める場合は、別記第5号様式により行う。

2 認定管理者等は、前項の規定により市長が報告を求めたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（別記第6号様式）により行う。

（改善命令）

第16条 市長が行う法第5条の19の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（別記第7号様式）により行う。

（認定の取消し）

第17条 市長は、法第5条の20第1項の規定に基づき認定の取消しを行う場合は、認定管理計画の認定取消通知書（別記第8号様式）により、認定管理者等に通知するものとする。

（認定管理計画の公表）

第18条 第4条および第7条の規定に基づく認定の申請を行った者が、認定を受けた際の公表に同意した場合、市長は、管理計画認定マンションの名称、マンションの所在地および本市が付与する認定コード等を公表することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。